

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設
リンピアいなばごみ搬入受付票

ごみの搬入日	令和 年 月 日
ごみを持って来られた方の 住所、氏名、電話番号 (事業活動により出たごみの 場合は、事業所の住所、事 業者名、事業所の電話番 号)	住 所
	氏 名
	電話番号
ごみの出た場所 (□に✓を記入)	<input type="checkbox"/> 鳥取市 <input type="checkbox"/> 岩美町 <input type="checkbox"/> 智頭町 <input type="checkbox"/> 若桜町 <input type="checkbox"/> 八頭町
ごみの種類 (□に✓を記入)	<input type="checkbox"/> 一般家庭から出たごみ（自ら搬入する場合に限る） <input type="checkbox"/> 事業活動により出たごみ（個人商店を含む）
搬入物 (□に✓を記入)	<input type="checkbox"/> 燃えるごみ（衣類、紙製品など小型のごみ） <input type="checkbox"/> 可燃性粗大ごみ（木製家具、畳など大型のごみ） <input type="checkbox"/> 動物の死体 <input type="checkbox"/> その他 内容:
ごみ搬入に際しては、免 責事項に同意してくださ い。 (□に✓を記入)	<input type="checkbox"/> ごみの搬入に際し、私は、以下の免責事項について承知しました。 ① 鳥取県東部広域行政管理組合(以下「組合」という。)は、搬入者の要望による、ごみ荷降ろしのお手伝い作業中の車両損傷の責任を負いません。 ② 組合は、搬入者自身が運転操作を誤って発生した車両損傷の責任を負いません。 ③ 組合は、搬入者が誤って廃棄した貴重品等を再び搬入者に戻しません。 また、当該貴重品等の損害賠償責任も負いません。

搬入にあたっての注意事項

- ① 金具等は取り外して施設に持ち込んでください。分別が不十分な場合は、持ち込みをお断りする場合があります。
- ② 木製家具、丸太、角材などの搬入可能サイズを超過するものは、持ち込みをお断りする場合があります。
- ③ あらかじめご家庭で分別してから持ち込みしてください。(プラットホーム内での分別はご遠慮ください。)
- ④ 車両等からのごみの積み降ろしは、搬入者自身が行ってください。その際、必ず貴重品等を車両等内に置いて、ごみの積み降ろしを行ってください。
- ⑤ 施設内では係員の案内に従ってください。

※記入いただいた個人情報は厳重に管理し、ごみ処理関係以外には使用いたしません。

※本ごみ搬入受付表は、施設の窓口でお渡ししますが、ホームページからもダウンロードできます。

鳥取県東部広域行政管理組合

施設担当者記入欄